

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	事故時の措置に係る応急措置命令	
根 拠 法 令	水質汚濁防止法	
根 拠 条 項	第14条の2第4項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	基 準	1. 処分の要件 特定事業場の設置者、指定事業場の設置者、貯油事業場等の設置者が、それぞれ法第14条の2第1項、第2項、第3項に規定する応急の措置を講じていないと認めるとき。 2. 処分の内容 これらの設置者に対し、それぞれの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)